

議案第107号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和7年1月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表課税又は納税に関する証明の項中「1種目につき、」を削り、同表所在地に関する証明の項中「所在地に関する証明」を「営業に関する証明」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	金額 (1件につき)	算定区分	手数料を徴収する事項	金額 (1件につき)	算定区分
課税又は納税に関する証明	300円	1種目につき、年度毎1通を1件とする。	課税又は納税に関する証明	300円	年度毎1通を1件とする。
略			略		
所在地に関する証明	300円	1通につき1件とする。	営業に関する証明	300円	1通につき1件とする。
略			略		